

鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定規則

平成16年4月1日

規則第143号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学共通教育科目履修規則(平成16年規則第115号)第11条第4項の規定に基づき、1年次入学前の既修得単位の認定について必要な事項を定める。

(申請期間)

第2条 本学に入学した年度に限り、入学前の既修得単位の認定を願い出ることができる。

(認定方法)

第3条 認定方法は、別表第1—1及び別表第1—2のとおりとする。ただし、卒業要件単位数を超えないものとする。

(認定の手続)

第4条 認定を希望する者は、認定願及び成績証明書等を所定の期日までに共通教育センター長に提出しなければならない。

2 認定願及び成績証明書等の提出日は、入学年度の4月1日及び共通教育センター長が定める7月の所定の期日とする。ただし、4月1日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たる場合は、当該日の直後の日曜日等でない日とする。

3 単位の認定は、申請者の所属学部で内容の確認を行い、共通教育センター運営委員会の議を経て共通教育センター長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1-1 (第3条関係)

1 年次入学前の既修得単位の認定方法 (法文学部・教育学部・理学部・医学部・歯学部・工学部・農学部・水産学部・共同獣医学部 (畜産学科))

科目枠組	必修科目									選択必修科目				
	初年次教育科目					グローバル教育科目		日本語・日本事情		教養教育科目				
										教養基礎科目		教養活用科目		
	初年次セミナーⅠ	初年次セミナーⅡ	大学・地域	体育・健康		情報活用	英語	異文化理解	日本語	日本事情	人文・社会科学分野	自然科学分野	統合Ⅰ (課題発見)	統合Ⅱ (課題解決)
			理論	実習										
学部	認 定 方 法 （ 認 定 で き る 上 限 単 位 数 ）													
法文学部	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	4 単位	2 単位	4 単位	4 単位	6 単位	4 単位	2 単位	2 単位
教育学部	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	4 単位 ただし、英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡBに限る。	2 単位	4 単位	2 単位	6 単位 イ. 選択科目については、4 単位 ロ. 独語、仏語、中国語又は韓国語については、2 又は 3 単位修得している者には、初級Ⅰの 2 単位を、4 単位以上修得している者には、初級Ⅰ・初級Ⅱの 4 単位	4 単位	2 単位	2 単位
理学部	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	6 単位	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
(医学部) (医学科)	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	4 単位	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	2 単位	4 単位	
											※教養基礎科目、教養活用科目を合わせて 6 単位			
(保健学部) (医学部)	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	認定しない	2 単位	4 単位	2 単位	4 単位	4 単位	6 単位 (看護学専攻は 4 単位)	6 単位 (看護学専攻は 2 単位)	4 単位	
											※教養基礎科目、教養活用科目を合わせて 10 単位			
歯学部	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	4 単位	2 単位	2 単位
工学部	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	6 単位	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	認定しない	認定しない
農学部	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	6 単位	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
	国際食料資源学特別コース	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	5 単位	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
		認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	5 単位	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
(共同獣医学部) (畜産学科)	認定しない	認定しない	認定しない	1 単位	1 単位	2 単位	4 単位 ただし、英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡBに限る。	2 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	

備考

- 1 本学以外において修得した単位を、共通教育科目の既修得単位として認定する場合は、30 単位 (歯学部にあつては 18 単位) を超えることはできない。
- 2 本学において修得した共通教育の単位を、共通教育科目の既修得単位として認定する場合は、各学部の判断で、上記表に掲げる認定単位数を超えて認めることができる。
- 3 本学において修得した共通教育の単位を、共通教育科目の既修得単位として認定する場合は、上記表に掲げる認定しない科目を認めることができる。
- 4 教育職員免許状取得のために科目名 (日本国憲法、体育・健康科学理論、体育・健康科学実習、英語ⅠA、英語ⅡA、英語ⅠB、英語ⅡB、初

級独語Ⅰ、初級独語Ⅱ、初級仏語Ⅰ、初級仏語Ⅱ、初級中国語Ⅰ、初級中国語Ⅱ、初級韓国語Ⅰ、初級韓国語Ⅱ及び情報活用)を特定する必要がある場合又は卒業要件を満たすために科目名を特定する必要がある場合を除き、科目名は特定しない。

- 5 卒業要件外科目（学芸員資格科目）及び高度共通教育科目の単位認定は行わない。

別表第1-2（第3条関係）

1 年次入学前の既修得単位の認定方法（共同獣医学部共同獣医学科）

一般教養教育科目	初期教育科目	外国語科目	体育・健康科目
6単位以内 (必修科目を除く。)	認定しない	認定しない	体育・健康理論、体育・健康実習それぞれ1単位

備考

- 1 本学以外において修得した単位を、共通教育科目の既修得単位として認定する場合は、8単位を超えることはできない。
- 2 本学において修得した単位を、共通教育科目の既修得単位として認定する場合は、学部判断で、上記表に掲げる認定単位数を超えて認めることができる。
- 3 本学において修得した共通教育の単位を、共通教育科目の既修得単位として認定する場合は、上記表に掲げる認定しない科目を認めることができる。
- 4 卒業要件を満たすために科目名を特定する必要がある場合を除き、科目名は特定しない。
- 5 卒業要件外科目（学芸員資格科目）及び高度共通教育科目の単位認定は行わない。

鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定実施要領

平成29年4月1日
共通教育センター長裁定

この要領は、鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定規則(平成16年規則第143号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、既修得単位の単位認定手続き及び単位認定の方法について必要な事項を定める。

(申 請)

- 1 既修得単位の認定を希望する者は、既修得単位認定願及び成績証明書等を共通教育センター(共通教育係)に提出する。

(単位認定手続)

- 2 単位認定手続は、当該申請者が所属する学部を担当教員が規則に基づき、当該申請者の所属学部で面接等を行い、提出書類等により単位認定原案を作成する。

(単位認定の方法)

- 3 単位の認定は、次により行う。
 - (1) 認定を希望する授業科目の単位数の確認は、前在学大学等の成績証明書で行い、鹿児島大学学則(規則第86号)の第40条に規定された単位の計算方法の基準を満たすものとする。
 - (2) 認定を希望する授業科目名及び科目枠組は、前在学大学等の授業科目のシラバス等と本学のシラバス等を照らし合わせ、授業概要等が一致するものとする。

(通 知)

- 4 既修得単位認定の結果は、共通教育センター長から申請者に通知するとともに、申請者の所属する学部長へ報告する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定実施要領(平成17年1月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

○鹿児島大学共通教育グローバル教育科目群及び教養基礎科目群における技能審査合格者等の単位認定規則

平成16年4月1日

規則第144号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学共通教育科目等履修規則(平成16年規則第115号)第12条第2項の規定に基づき、技能審査合格者等の単位認定について必要な事項を定める。

(申請)

第2条 単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書に検定試験合格証書等の必要書類を添えて共通教育センター長に提出しなければならない。

2 申請できる単位数は、英語・英語以外の外国語それぞれ最大4単位までとする。

3 同一の級位又は得点を用いて複数回申請することはできない。

4 申請者が同一言語に係る複数の技能審査等の資格又は成績を有している場合、級位又は得点が同等のものを複数用いて申請することはできない。

5 技能審査等の資格又は成績は、申請期間の開始日において、取得した日から2年を経過しないものを有効とする。

6 申請期間は、原則として前期は4月1日から4月20日まで、後期は10月1日から10月20日までとする。

(認定基準)

第3条 単位認定のための認定基準については、共通教育センター運営委員会が別に定める。

(単位認定)

第4条 単位の認定は、共通教育センター外国語教育部門会議の議を経て共通教育センター運営委員会が行う。

2 単位を認定された者の成績は「認定」とする。

3 認定の結果は、申請者に通知する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において在学する学生は、改正後の第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第2条及び第3条第3項の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第2条及び第3条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鹿児島大学共通教育グローバル教育科目群及び教養基礎科目群に係る技能審査等の認定基準に関する申合せ

令和3年7月16日
共通教育センター運営委員会決定
令和3年9月22日実施
令和6年9月20日一部改正

第1 鹿児島大学共通教育グローバル教育科目群及び教養基礎科目群における技能審査合格者等の単位認定規則（規則第144号）第3条に定める各技能審査等の認定基準は次のとおりとする。

言語	技能審査等の名称	級位又は得点	認定単位
英語	実用英語技能 検定	英検(従来型)	
		a. 1級	4単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
		b. 準1級	2単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
	英検CBT及び 英検S-CBT	b. 準1級	2単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
	TOEIC L&R/TOEIC S&W (TOEIC L&Rに関して、IP テストを含む) ※4技能(聞く、話す、読 む、書く)試験	a. 1305～1390点 L&R 945点～ S&W 360点～	4単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
		b. 1095～1300点 L&R 785点～ S&W 310点～	2単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
	TOEFL(iBT)	a. トータルスコア95～120 点 各セクションスコア22点 以上	4単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
		b. トータルスコア72～94点 各セクションスコア17点 以上	2単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
	IELTS	a. オーバーオール・バン ド・スコア7.0～8.0点 各パート7.0点以上	4単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
		b. オーバーオール・バン ド・スコア5.5～6.5点 各パート5.5点以上	2単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)
	ケンブリッジ英語検定	a. CAE(180—199点)	4単位以内(英語IA・IIA・IB・IIB)

		b. FCE(160—179点)	2 単位以内(英語ⅠA・ⅡA・ⅠB・ⅡB)
独語	ドイツ語技能検定試験	a. 3 級から 1 級	4 単位又は 2 単位(初級独語Ⅰ・Ⅱ)
		b. 4 級	2 単位(初級独語Ⅰ)
	ゲーテ・インスティトゥート検定試験	a. SD 2 (A2) から GDS (C2)	4 単位又は 2 単位(初級独語Ⅰ・Ⅱ)
		b. SD 1 (A1)	2 単位(初級独語Ⅰ)
	オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験	a. GD 2 (A2) から WD (C2)	4 単位又は 2 単位(初級独語Ⅰ・Ⅱ)
		b. GD 1 (A1)	2 単位(初級独語Ⅰ)
	テスト・ダフ (TestDaF)	a. TDN 3 (B2) から TDN 5 (C2)	4 単位又は 2 単位(初級独語Ⅰ・Ⅱ)
仏語	実用フランス語技能検定試験	a. 4 級から 1 級	4 単位又は 2 単位(初級仏語Ⅰ・Ⅱ)
		b. 5 級	2 単位(初級仏語Ⅰ)
	フランス国民教育省・フランス語学力テスト (TCF)	a. A 2、B 1、B 2、C 1、C 2	4 単位又は 2 単位(初級仏語Ⅰ・Ⅱ)
		b. A 1	2 単位(初級仏語Ⅰ)
	フランス国民教育省・フランス語学力資格試験 (DELF / DALF)	a. A 2、B 1、B 2、C 1、C 2	4 単位又は 2 単位(初級仏語Ⅰ・Ⅱ)
		b. A 1	2 単位(初級仏語Ⅰ)
中国語	中国語検定試験	a. 4 級から 1 級	4 単位又は 2 単位(初級中国語Ⅰ・Ⅱ)
		b. 準 4 級	2 単位(初級中国語Ⅰ)
	漢語水平考試 (HSK)	a. 3 級から 9 級	4 単位又は 2 単位(初級中国語Ⅰ・Ⅱ)
		b. 1 級、2 級	2 単位(初級中国語Ⅰ)
韓国語	ハングル能力検定試験	a. 4 級から 1 級	4 単位又は 2 単位(初級韓国語Ⅰ・Ⅱ)
		b. 5 級	2 単位(初級韓国語Ⅰ)
	韓国語能力試験	a. 2 級から 6 級	4 単位又は 2 単位(初級韓国語Ⅰ・Ⅱ)
		b. 1 級	2 単位(初級韓国語Ⅰ)

※ 級位又は得点欄に付されている記号(a. b.)は、同じ記号であれば級位又は得点在同一であるとみなす。

第 2 第 1 の規定に関わらず、技能審査等を実施する団体が諸般の事情により暫定的な方法で技能審査等を実施した場合には、これに対応した一時的な認定基準を設けることができるものとする。

附 記

- 1 この申合せは、令和３年９月22日から実施する。
- 2 この申合せの規定に関わらず、令和２年度以前に入学した学生に係る第１の規定は、
なお従前の例による。

附 記

この申合せは、令和６年９月20日から実施する。